

第4章 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画について、通知を始め関連する会議、研修の場での説明を通じて各市町村、関係機関及び関係団体の理解を深めるとともに、ホームページ等の広報媒体や関連イベント等での紹介を通じて広く県民への周知を図るよう努めます。

第2節 関係機関との連携

(1) 市町村との連携

県は、本計画に掲げる施策の推進を図る上で必要な市町村との連携体制の構築に努めるとともに、市町村担当者との交流の場を設け、積極的な意見交換等を行います。

また、県は、技術的助言や情報提供など、市町村が地域における動物愛護管理施策を推進する上で必要な支援を行うものとしします。

情報板

動物愛護管理法（抜粋）

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(2) 動物関係団体との連携

関係公益団体を始め、地元の動物愛護団体や個人ボランティアとの連携体制を整備し、それぞれの得意分野や特性を活

かしながら、適切な役割分担により本計画の推進を図ります。

(3) 他の都道府県との連携

他の都道府県と共通する課題や広域的な対応が必要な事例については、緊密な連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを図ります。

(4) その他の関係機関等との連携

動物愛護部局以外で動物との関わりを持つ機関等に対し、動物愛護の観点から、動物との向き合い方や接し方などについての周知に努め、広く動物福祉の推進を図ります。

第3節 推進体制の整備

専門的な知識や技術を習得した職員の養成を推進するとともに、動物愛護管理行政を担当する組織のあり方についても視野に入れながら、高度な監視体制の構築に努めます。

また、「人と動物の共通感染症」の調査研究や関連ボランティアの養成などについての中核機関として、県動物指導センターの機能強化を図ります。

第4節 計画の推進管理

本計画に基づく施策の進捗状況について定期的な検証を行うとともに、数値目標の達成状況などの結果については、ホームページ等の広報媒体を通じて公表します。

また、県政モニターアンケートなどを利用し、定期的に動物の飼養等に係る県民の意見を募集し、計画推進の指標とします。



人と動物が共生する社会づくり ～命にやさしい社会～

適正飼養の推進

- ・適正飼養の普及啓発
- ・犬の登録・狂犬病予防接種率の向上
- ・動物愛護についての啓発
- ・個体識別措置の普及促進
- ・動物虐待の防止啓発

致死処分数の削減

- ・譲渡事業の推進
- ・飼養動物の遺棄防止啓発
- ・不妊・去勢手術についての啓発

動物取扱業の適正化

- ・動物取扱業の登録の徹底
- ・動物取扱業の監視指導
- ・動物取扱業者の資質向上
(動物取扱責任者研修の実施)

地域活動の推進

- ・動物愛護推進員
- ・動物愛護推進員支援協議会



県民と動物の安全確保

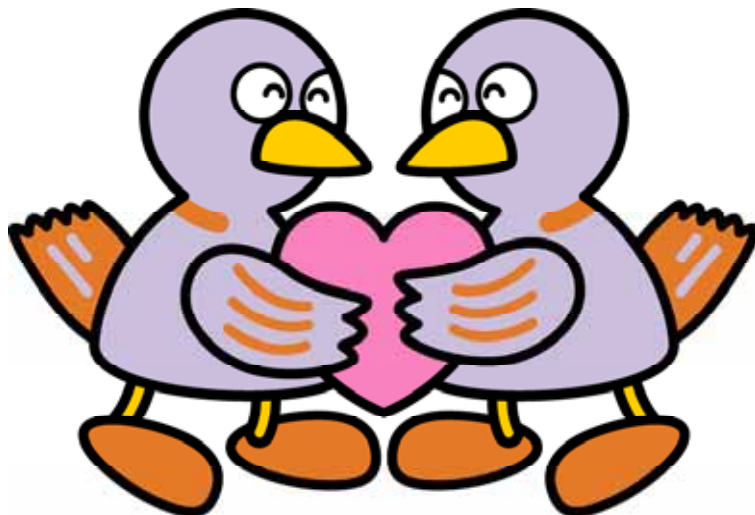
- ・特定動物(危険な動物)の許可及び監視指導の徹底
- ・人と動物の共通感染症(動物由来感染症)調査研究
- ・野犬等の捕獲
- ・災害発生時の動物救護体制の確立

“ The greatness of a nation and its moral progress
can be judged by the way its animals are treated. ”

Mohandas Karamchand Gandhi

「国家の偉大さや道徳的な進化の度合いは、その国が動物を
どのように扱っているかで判断できる。」

マハトマ・ガンジー



埼玉県動物愛護管理推進計画

(平成20年度～29年度)

平成20年3月発行

編集発行 / 埼玉県保健医療部生活衛生課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3612 FAX 048-824-2194

